

あきる野かけっこクラブ 規約

(名称)

第1条 この会は、「あきる野かけっこクラブ」(通称「あきる野KC」という)と称す。

(事務所)

第2条 会の事務所は、サポーター長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、子どもの体力に合わせた運動を行い、すべてのスポーツの基礎となる『かけっこ』を通して、スポーツの楽しさ、厳しさ、仲間への思いやり、自主性を養い、将来のスポーツ活動へのきっかけづくりと健全な心と体を育てることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- 1 スポーツの基礎となるかけっこを中心にいろいろな身体の使い方を習得し、ケガをしない身体を作る。
- 2 かけっこの技術を習得し、技能を向上させる。
- 3 異年齢・異学校の人と共に活動をすることによって仲間づくりを進め、また、責任を持たせることで自主性を養う。
- 4 各種大会、記録会への参加
- 5 子どもの可能性を広げるための保護者対象の事業
- 6 その他この会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 この会は、会の目的に賛同した、小学生及び中学生のクラブ員とその保護者及び役員で組織し、必要に応じて関係団体と連携する。

(役員)

第6条 この会にはクラブ員の保護者によって承認された次の役員を置く

- | | |
|----------------|-----|
| 1 サポーター長 | 1人 |
| 2 副サポーター長(事務局) | 若干名 |
| 3 指導者(コーチ) | 若干名 |
| 4 会計 | 1人 |
| 5 監事 | 1人 |

(役員の仕事)

第7条 役員はクラブ員が主体的に活動できるように、最大限のサポートをし、次の任務を行う。

- 1 サポーター長は、会を代表して活動を掌握し、会の運営を統括する。
- 2 副サポーター長は、サポーター長を補佐し、会の事務を統括する。
- 3 指導者（コーチ）は、クラブ員の能力を最大限に引き出すよう、広い視野を持ち将来を見据えた計画的なトレーニングを展開する。
- 4 会計は、会費の徴収、経理を掌握し、会計を処理する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

（役員任期）

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（経費）

第9条 この会の経費は、会費、寄付金その他を以ってこれに充てる。

（会費等）

第10条 クラブ員は、会費を入会時及び半年毎（3月・9月）に前納しなければならない。

- 1 会費は、次のとおりとする。
 - ①小学生 500円（月額）
 - ②中学生は会費を無料とし、リーダーとして会の活動のサポートをするものとする。

（保険）

第11条 クラブ員は、会が指定する傷害保険に加入しなければならない。

（入会及び退会）

第12条 入会及び退会をする場合は次の手続きを行わなければならない。

- 1 入会しようとする者は、次の手続きを行う。
 - ①参加申込み書に記入のうえ、所定の手続きを行う。
 - ②会費（半年分）を支払う。なお、途中の入会時も同様とする。
- 2 退会しようとする者は、退会届を記入のうえ、所定の手続きを行う。

（会計年度）

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

（委任）

第14条 この規約の取り決めのない事項が発生した場合は、随時、役員及び保護者で相談し、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

付則

本規約は、平成17年11月1日から施行する。

一部改正 平成19年2月26日 役員及び会費について

一部改正 平成20年2月25日 会費について